

大田市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第1項の規定によりこれを認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年1月22日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 中島自治会

(2) 規約に定める目的

ア 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

イ 美化・清掃等区域内の環境の整備

ウ 自治会館の維持管理

エ 防災委員と共に自主防災活動を行うこと

オ 長久町体育協会、長久町文化協会、長久町社会福祉協議会など長久町内団体の主催する活動に参加・協力すること

カ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は概ね、大田市長久町長久ハ 45 番地 6、長久町イ 461 番地 1、長久町長久イ 453 番地 11、長久町長久イ 281 番地 1、長久町長久ハ 69 番地 7 で囲まれた区域とする。

(4) 事 務 所 大田市長久町長久イ 2 5 8 番地 2

(5) 代表者氏名 上田 祐司

(6) 代表者住所 大田市長久町長久イ 4 5 3 番地 1 2

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無  
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

ア 地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(10) 認可年月日 令和6年1月22日